

令和2年5月26日

組合員・利用者の皆様へ

東京あおば農業協同組合

### 第3報

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令解除後に伴う

### 当組合の対応について

平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り誠にありがとうございます。

緊急事態宣言解除後の当組合は、地域の皆様方の健康・安全を最優先に新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、各事業につきましては下記の通り業務継続をさせていただくことを基本といたします。しかしながら、自粛要請緩和後の第2波について「東京アラート」が発動された場合は再度業務継続について組合員・ご利用者の皆様には当組合の対応についてご案内申し上げます。

#### 《信用業務》 令和2年6月1日（月）～当面の間

- 窓口営業時間：営業時間（10：00～15：00）
- ATMでのお取引についても、通常通りお取り扱いが可能です。
- 渉外担当者による集金業務については、事前にお客様の承諾を得てから訪問させていただきます。

#### 《各地区アグリセンター・直売所・総合園芸センター》令和2年6月1日～当面の間

- 営業時間：各店舗の通常開店時間より15：00まで（短縮営業）とさせていただきます。
- 配達業務につきましては、緊急性を考慮し配達させていただきます。

#### 《共済事業》令和2年6月1日～当面の間

- 共済金の請求・事故受付・自賠責共済・継続契約等の事務は、原則通常通り行います。
- 渉外担当者による集金業務については、事前にお客様の承諾を得てから訪問させていただきます。

尚、感染拡大防止のため、窓口において職員にマスクの着用をさせていただきます。

また、ご来店時には可能な限りマスクの着用をお願い申し上げます。

組合員・ご利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

**※詳しくは、最寄りの支店・アグリセンターへお問い合わせお願いいたします。**

以上